

地域新電力会社等の設立業務(アドバイザー契約) 実施要領

1 目的

「地域新電力会社等の設立業務(アドバイザー契約)(以下「本業務」という。)」に係る契約の相手方となる事業者の選定(以下「受託者」という。)にあたり、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施方法や参加方法等の必要事項を定める。

2 業務の概要

篠栗町(以下「本町」という。)の 2050 年目標であるゼロカーボンシティ実現に向けて、地域内再生可能エネルギーを活用した発電事業及び地域新電力会社の設立と運営事業が重要となる。そこで本業務によって、豊富な知識や経験を有する外部専門家の助言を受け、重要事業を推進するとともに、財源の確保や事務の適正化及び効率化を図り、本町の実態に即したゼロカーボンを推進するものである。

- ① 業務名称 地域新電力会社等の設立業務(アドバイザー契約)
- ② 業務内容 別途仕様書のとおり
- ③ 業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- ④ 特記事項 契約書、仕様書及び実施要領(以下「本要領」という。)に記載が無い内容に関しては、契約締結時に本町及び受託者が協議の上、決定する

3 見積上限額

8,936,180 円(消費税及び地方消費税を含む)

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

評価項目及び配点表は別紙のとおりとする。

5 スケジュール

令和 7 年 4 月 11 日(金)	公募開始
令和 7 年 4 月 18 日(金)	質疑受付の締切
令和 7 年 4 月 21 日(月)	質疑に対する回答(ホームページ)
令和 7 年 4 月 25 日(金)	企画提案書の提出締切
令和 7 年 5 月初旬～中旬	プレゼンテーション審査
令和 7 年 5 月初旬～中旬	プレゼンテーション審査の結果発表

6 参加資格

本プロポーザルに参加する者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 本町の指名停止基準に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- ⑤ 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 個人である場合にはその者、法人である場合にはそのすべての役員(以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑥ 再生可能エネルギーを活用した発電事業及び地域新電力会社の設立と運営業務に関して、他市町村や団体から受託した実績がある者。

7 質疑・応答

① 提出書類

(ア) 質疑書(様式1に限る)

(イ) 参加申込兼誓約書(様式2に限る)

(ウ) 資格確認書(下記に該当する書類)

- 法人にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)。個人にあつては、身

分証明書。

- 法人にあつては、国税(法人税及び消費税)、県税(法人事業税)、市町村税に未納税額がないことの証明書。個人にあつては、国税(所得税及び消費税)、県税(個人事業税)、市町村民税に未納の税額ないことの証明書。

※いずれも特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時に滞納がないことを証する証明書

- 実績一覧(本業務と類似する業務を含む)

※篠栗町競争入札参加資格者名簿(令和6・7・8年度)に登録されている企業は、(ウ)を不要とする。

② 提出方法

提出先に電子メールにて提出すること。

※送信後は、電話等を用いて提出先で受信が完了しているかを確認すること。

※仕様書6業務内容や契約内容等の質疑は、電話又は口頭では受付しない。

※その他(公告、仕様書、実施要領及び各様式に関する事務的な質問)の質疑に関しては電話のみ受付する。

③ 提出期限

令和7年4月18日(金) 13時00分(必着)

※必着とは本町がメールを受信した日時をさす。

※受信確認の電話に関しては、提出期限を過ぎても良いが、未受信の場合の期限後の再提出は認めない。

④ 提出先

篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室 担当:松田、相場

メール:zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp

電話番号:092-405-0583 (内線:262)

⑤ 回答方法

令和7年4月21日(月)に本町ホームページに掲載する。

※質問者への個別回答及び回答案内は行わない。

※複数者からの回答をまとめて掲載するため、申込者は質疑書を保管すること。

なお、該当箇所の連絡は行わない。

8 参加申込の手続き

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を電子データ(PDF 又は Word)で提出すること。

(ア)企画提案書等

(イ)参加申込兼誓約書(7 質疑・応答①提出書類(イ)と同じ)

(ウ)資格確認書(7 質疑・応答①提出書類(ウ)と同じ)

※(イ)及び(ウ)に関して、質疑時に提出している場合は不要とする。

※篠栗町競争入札参加資格者名簿(令和 6・7・8 年度)に登録されている企業は、(ウ)の提出を不要とする。

※本町が必要と認める場合には、その他の資料を追加で求めることがある。

② 提出方法

提出先に電子メールにて提出すること。

※送信後は、電話等を用いて提出先で受信が完了しているかを確認すること。

※本業務の性質を鑑みペーパーレスを実行するため、電子メールでのみ提出すること。

③ 期限

令和 7 年 4 月 25 日(金) 17 時 00 分(必着)

※必着とは本町がメールを受信した日時をさす。

※受信確認の電話に関しては、提出期限を過ぎても良いが、未受信の場合の期限後の再提出は認めない。

④ 提出先

篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室 担当:松田、相場

メール:zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp

電話番号:092-405-0583 (内線:262)

9 企画提案書作成方法

プロポーザルの参加者は、次のとおり書類を作成すること。

- 企画提案書表紙
- 企画提案書
- 価格見積書(消費税額、消費税抜額、総額(消費税込額))を記載すること

※3 点の書類をあわせて企画提案書等とする。

※企画提案書等の提出書類について、様式は任意とする。

※企画提案書の内容は仕様書内に記載する各業務(仕様書 6 業務内容(アドバイザー業務内容))につき 1 案とする。

10 審査方法

① 審査

- 本要領及び仕様書等にもとづき提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに対して、篠栗町プロポーザル等審査委員会が審査を行う。
- プレゼンテーションは、企画提案書等を本町に提出された順に行う。

- 提案の評価基準及び項目は、技術点と価格点にわけてそれぞれ評価し、審査委員会の合算における最も点数の高い業者を受託者とする。
- 審査項目及び配点に関しては別紙にて確認すること。

② プレゼンテーション及びヒアリング

I. 日 付 令和7年5月初旬～中旬

II. 開催方法 後日連絡

III. 所要時間 1者について20分以内

※詳細に関しては、申込者に対して、個別で連絡を行う

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに行うこととし、企画提案書等から大きな変更や提出された企画提案書等の差し替え等は認めない

11 審査結果

- ① 通知方法 審査を受けたすべての者に対して文書(電子メール)にて通知する
- ② 通知時期 令和7年5月初旬～中旬

12 契約

受託者の決定後は、本町との協議により速やかに契約を締結する。ただし、契約締結を行う前の注意事項は以下とする。

- ① 契約書様式については、任意とする。
- ② 契約締結前に契約保証金を納付すること。

※契約保証金について篠栗町財務規則第119条、第120条及び第121条を確認すること。

13 提出書類の取扱い

- ① 提出後の企画提案書等は、差し替え、追加及び削除は認めない。
- ② 提出された書類のすべては、返却しない。
- ③ 提出された書類のすべては、提出者に無断で、本プロポーザルの審査以外に利用しない。

14 情報公開及び提供

本町は申込者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例(平成13年条例第23号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある

情報については決定後の開示とする。

15 その他

① 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限る。

② 費用負担

- 書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて申込者の負担とする。
- 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。

③ 参加辞退の場合

参加申込兼誓約書又は企画提案書等提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を問合せ先までに通知すること。なお、様式は任意とする。

④ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(ア)参加資格要件を満たしていない場合

(イ)提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ)本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(エ)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(オ)提出された価格見積書の金額が 3 見積上限額を超過した場合

⑤ 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

ただし、受託者が作成した企画提案書等の書類については、本町が必要と認める場合には、町は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう)することができるものとする。

⑥ その他

申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室 担当:松田、相場

TEL:092-405-0583 アドレス:zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp

地域新電力会社等の設立業務(アドバイザー契約)
プロポーザルにおける審査項目

評価項目	評価の内容	配点
①会社概要及び導入実績	経営母体の財務の健全性、安定性、組織等が十分であるか	15
	類似の業務の受注実績等があるか	
②実施体制	業務を実施する上で十分な体制であるか	10
	業務を円滑かつ効果的に実施できるか	
③企画内容	業務の目的を踏まえた提案となっているか	70
	地域の状況(経済、エネルギー状況等)を踏まえた提案となっているか	
	パートナー事業者に関して、地域の特性を活かすことが可能なパートナー事業者の募集及び選定支援になっているか	
	新電力会社の立ち上げに関して、篠栗町とパートナー事業者及び参画事業者に対する支援可能な体制、知識及び経験があるか	
	再エネ発電所の立ち上げに関して、地域の特性を活かすことが可能な支援体制、知識及び経験があるか	
	本町の「篠栗町再生可能エネルギーにゾーニング報告書」「篠栗町脱炭素ロードマップ」「第2次篠栗町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の内容に即した提案となっているか	
ゼロカーボンシティ準備室若しくはその他係が脱炭素に関しての質問等をした場合に、応答若しくは支援できるような提案となっているか		
④価格	業務に係る経費や請求金額は適正であるか	5
合計		100

○評価の方法

- 1 評価は、地域新電力会社等の設立業務プロポーザル審査委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについての定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 審査委員 1 名あたり 100 点とし、人数は 5 名とする。各審査委員の点数の総和により申込者の評価点数を決定する。
- 3 下記の要件のどちらかに該当する場合は失格とする。
 - (1) 評価点数が 300 点未満の場合
 - (2) 評価点数内に審査委員 1 名あたりの点数が 30 点未満の者がいる場合
- 4 失格者を除く申込者の中で、最も高い点数の者を受託候補者とする。
- 5 点数が同点となった場合は、次の順によって決定する。
 - (1) 評価項目「③企画内容」の点数が大なる者
 - (2) 評価項目「①会社概要及び導入実績」と「②実施体制」の合計が大なる者
 - (3) 見積金額が低い者
- 6 申込者が全て失格の場合は、受託候補者の決定を行わない。